2　発電用原子炉設置者は、前項のデータの分析により、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。

一　第四十七条第二項の規定による方法により収集する発電用原子炉施設の外部の者からの意見

二　個別業務等要求事項への適合性

三　プロセス、発電用原子炉施設の特性及び傾向（予防処置を行う端緒となるものを含む。）

四　調達物品等の供給者の供給能力

（改善）

第五十三条　発電用原子炉設置者は、その品質方針、品質目標、内部監査の結果、データの分析、是正処置、予防処置及び経営責任者照査の活用を通じて、品質管理監督システムの妥当性及び実効性を維持するために変更が必要な事項を全て明らかにするとともに、当該変更を実施しなければならない。

（是正処置）

第五十四条　発電用原子炉設置者は、発見された不適合による影響に照らし、適切な是正処置を講じなければならない。この場合において、原子力の安全に影響を及ぼすものについては、発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）を、手順を確立した上で、行わなければならない。

2　発電用原子炉設置者は、次に掲げる要求事項を規定した是正処置手順書を作成しなければならない。

一　不適合の照査

二　不適合の原因の明確化

三　不適合が再発しないことを確保するための措置の必要性の評価

四　所要の是正処置（文書の更新を含む。）の明確化及び実施

五　是正処置に関し調査を行った場合においては、その結果及び当該結果に基づき講じた是正処置の結果の記録

六　講じた是正処置及びその実効性についての照査

（予防処置）

第五十五条　発電用原子炉設置者は、起こり得る問題の影響に照らし、適切な予防処置を明確にして、これを講じなければならない。この場合において、自らの発電用原子炉施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映しなければならない。

2　発電用原子炉設置者は、次に掲げる要求事項（根本原因分析に係る要求事項を含む。）を定めた予防処置手順書を作成しなければならない。

一　起こり得る不適合及びその原因の明確化

二　予防処置の必要性の評価

三　所要の予防処置の明確化及び実施

四　予防処置に関し調査を行った場合においては、その結果及び当該結果に基づき講じた予防処置の結果の記録

五　講じた予防処置及びその実効性についての照査

附　則

この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。

告　示

○経済産業省・原子力規制委員会告示第二号

電気事業法の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令に基づき経済産業大臣及び原子力規制委員会が定める研修を定める告示（平成十五年経済産業省告示第三百三十一号）、原子力発電工作物の保安に関する省令第五十三条第一項の表各号の規定に基づき特定重要電気工作物を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第二百三号）、原子力発電工作物の保安に関する省令第四十二条第二号に規定する溶接安全管理審査を受ける必要がある組織として経済産業大臣及び原子力規制委員会が定める件（平成二十四年経済産業省告示第二百四号）及び電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成二十四年経済産業省告示第二百六号）は、平成二十五年七月八日限り廃止する。

平成二十五年六月二十八日

経済産業大臣　茂木　敏充

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

○原子力規制委員会告示第十号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行及び原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十五年政令第百九十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

（工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示の一部改正）

第一条　工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示（昭和五十三年通商産業省告示第六百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十三条及び」を「第八十八条、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「実用炉技術基準規則」という。）第二十六条第一項第六号及び第三十九条第一項第六号並びに」に改める。

第二条第一項及び第二項中「第十三条第一項第二号イ」を「第八十八条第一項第二号イ」に改める。

第三条中「第十三条第一項第二号ロ」を「第八十八条第一項第二号ロ」に改める。

第四条中「第十三条第一項第四号及び」を「第八十八条第一項第四号、実用炉技術基準規則第二十六条第一項第六号及び第三十九条第一項第六号並びに」に改める。

第五条中「第十三条第一項第六号」を「第八十八条第一項第六号」に改める。

第六条中「第十三条第一項第十号」を「第八十八条第一項第十号」に改める。

第七条及び第八条中「第十三条第二項」を「第八十八条第二項」に改める。

（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示の一部改正）

第二条　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示（昭和六十三年科学技術庁告示第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

（船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正）

第三条　船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成元年運輸省告示第八十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

（核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示の一部改正）

第四条　核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示（平成十二年科学技術庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第百二十号）第二十七条第一項第一号及び第二十九条第三号、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第二条第四号及び第六号、第二十五条第三項、第二十七条第一号ハ、第二十八条、第三十四条第四号及び第七号並びに様式第二の注3」を「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号）第二条第二項第十三号及び第十四号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第二条第四号及び第六号、第六十二条第三項、第七十三条第一号ハ、第七十四条、第八十四条第四号及び第七号並びに様式第二の注3」に改める。